

# 令和2年度 AI・IoT 人材育成研修（先端技術視察コース）

## オンライン視察業務委託仕様書

### 1 委託業務名

令和2年度 AI・IoT 人材育成研修（先端技術視察コース）オンライン視察業務

### 2 委託業務の目的

- (1) 県内中小製造業を中心とする経営者・幹部・現場リーダー等が、AI・IoT 活用の先端技術に触れることで、自社のデジタル化に向けた知見やノウハウを習得する。
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、研修参加者は視察先を訪問せず、各自のPCから視察先の様子をリアルタイムでオンライン視察できるシステムを提供する。

### 3 委託業務の目標

視察先から受講者へ安定したライブ映像を配信することで円滑な研修運営を行う。

### 4 委託期間

委託契約締結日から令和3年3月19日（金）まで

### 5 研修の概要

- (1) 開催期間 令和2年12月から令和3年3月までの間に3日間（3回）  
（連続開催ではない）
- (2) 開催時間 13:00～17:00（視察先によって変更の可能性あり）
- (3) 視察先 関東圏内の3ヶ所
- (4) 受講定員 30名（予定）
- (5) 受講者 県内中小企業製造業を中心とする経営者・幹部・現場リーダー等
- (6) 開催形式
  - ・オンライン型のライブ配信。
  - ・研修は、「講義」と「視察」の2部構成とし、講義の様子や視察先の展示ルーム・デモ会場・工場等の様子を、撮影機器を使ってライブ配信する。
  - ・受講者は、各自のPCで受講する。
  - ・ライブ配信の中で、適宜、受講者の質疑応答にも対応する。

### 6 委託業務の内容

委託業務の内容は下記の通りとする。ただし、委託業務の目的を達成できることを前提に実施方法等を変更する場合には、事前に公益財団法人埼玉県産業振興公社（以下「公社」とする）と協議の上、変更できるものとする。

## (1) 委託業務内容

委託業務の内訳は、下記の①～④とする。ただし、①～③は必須とし、④にも対応できる場合は、受託業者の選定における評価点を加算する。

### ① 撮影

- ア. 視察先の映像や音声をリアルタイムに撮影・配信できる機器とネットワーク機器を視察先に設置する。視察先によっては高解像度カメラや接写用カメラ等が必要な場合があるため、対応できる撮影機材を準備する。
- イ. 撮影の際には周りに十分注意し、撮影機器を持って移動しながら、視察先の対象物を撮影する。

### ② 撮影データの取り込み、オンライン配信、撮影データの納品

- ア. ①で撮影した映像や音声を配信ツールに取り込み、オンラインでリアルタイムに受講者に配信する。配信ツールは「Zoom ミーティング」を使用する。但し、受託業者が同等以上の性能をもった配信ツールを有する場合は、事前に公社と協議のうえ、そのツールを利用できるものとする。
- イ. ②「ア」において配信が適切に実行できているか、受講者と同じ視聴環境を用意するなどして、常にモニタリングチェックを行う。
- ウ. 視察先と受講者との質疑応答は、「Zoom ミーティング」の「チャット」機能等を活用するなどして、双方向のコミュニケーションを円滑に行うことができるよう工夫する。
- エ. 撮影データは保存し、MP4形式の電子データ（DVD）で納品する。

### ③ 事前テスト、事前取材、シナリオの作成

- ア. 視察当日より前に、事前に公社と受託業者において、受託業者の撮影機器と Zoom ミーティングを使用した配信テストを実施する。
- イ. 視察当日より前に、受託業者と視察先において、視察先への事前取材および受託業者の撮影機器と Zoom ミーティングを使用した配信テストを実施する。
- ウ. ③「ア」と「イ」を踏まえ、円滑に研修を運営するための最適なシナリオ（全体の流れ、レイアウト、カメラマンの導線等）を作成する。

### ④ 撮影データの編集加工

- ア. 視察先の意向等から一部の撮影を前撮りし、録画したものを視察当日に配信する場合、あるいは、視察先の許可のもと、研修後に撮影データを利用する場合には、撮影データの編集（撮影禁止箇所の削除やぼかし等）や加工（テロップの挿入等）を行う。
- イ. 編集加工したデータはオリジナルの撮影データとともに MP4形式の電子データ（DVD）で納品する。

## (2) 技術仕様要件

基本的な技術要件は下記の通りとする。ただし、映像配信の品質に問題がなければ、事前に公社と協議のうえ、要件を変更できるものとする。

### ① 撮影機器と PC の接続形態

以下のシステム構成は受託業者が用意すること。

- ・カメラと PC 間は有線で接続し、カメラの HDMI 出力を配信機/変換器/ビデオキャプチャーなどで変換し、PC の USB に接続する。
- ・PC には Zoom ミーティングをインストールしておき、カメラ映像を Zoom の 1 クライアントして取り込む。
- ・PC は Wi-Fi ルーターで、Zoom に接続する。

## ② 映像配信要件

撮影した映像はリアルタイムで受講者がストレスを感じることなく円滑に視聴できるようにする。また、音声についても受講者側の通信ネットワーク等に問題がある場合を除き、できるだけ遅延が発生しないようにする。

## ③ その他技術要件

撮影機器や PC の電源、Wi-Fi ルーター等、オンライン配信に必要な機材は全て受託業者が準備すること。なお、Zoom のアカウントは、公社が保有するものを使用してもよい。

また、視察先から電源や Wi-Fi の使用を許可された場合は、それを使用しても差し支えない。

## (3) 注意事項

### 【要員について】

委託業務において想定される受託業者の要員は、下記の通りである。

- ・公社（北与野事務所）： 1 名（公社・現場スタッフとの連携）
- ・視察先  
： 1 名（カメラマン）  
1 名（撮影助手、ネットワーク機器等の管理、公社・視察先の公社職員との連携）

なお、公社職員は、公社（与野事務所）と視察先にそれぞれ 1 名以上配置する予定である。

### 【撮影、映像配信について】

- ① 視察先では、視察先の業務遂行を妨げることがないように細心の注意を払いながら行動すること。
- ② 視察先では、事前に作成したシナリオに基づき、「講義」・「視察」・「質疑応答」といった各場面にあった最適な撮影・配信を行うこと。
- ③ 公社（北与野事務所）には、公社が用意する PC を設置し、Zoom ミーティングの「ホスト」役を担う。映像の切り替え等が円滑に行われるよう、公社や視察先と密に連携をとりながら行動すること。
- ④ ネットワーク障害など、オンライン視察に支障が生じる場合には、速やかに復旧に努めるとともに、公社職員による受講者への対応に協力すること。
- ⑤ 本業務に関わる通信費は受託者の負担とする。

### 【シナリオについて】

- ① 視察先ごとにシナリオを作成し、視察当日の 2 週間前までに公社に提出

のうえ、公社の承認を得ること。

- ② シナリオには、視察中の移動時間などの空白時間を有効に活用するなど、間を持たせる工夫を盛り込むこと。

#### 【権利関係について】

撮影データや編集加工後のデータにおける諸権利は、公社に帰属する。ただし、視察先の申出により、視察先に権利が帰属する内容は除く。

#### (4) 全体スケジュール（予定）

オンライン視察に関連する全体スケジュールは、下記の通りである。

- 1 1月9日（月）PM；第1回目の視察先事前訪問
- 1 2月9日（水）PM；第1回目の視察研修
- 1 2月中旬；第2回目の視察先事前訪問
- 1 月中旬～2月上旬；第2回目の視察研修
- 2 月中旬；第3回目の視察先事前訪問
- 3 月初旬；第3回目の視察研修

なお、視察先の都合等でスケジュールが変更となる場合は、その都度、公社と協議のうえスケジュールを調整する。

#### (5) 公社との各種調整

委託期間中のスケジュール、実施方式、シナリオ作成（段取り）等については、適宜、公社と協議のうえ、決定する。

#### (6) 実施体制表の作成

受託業者は、委託業務の責任者や担当者の役職、氏名、連絡先等を記載した実施体制表（様式任意）を作成し、第1回目の視察研修の1週間前までに公社に提出すること。なお、視察先から同実施体制表の提出を求められた場合はその求めに応じること。

#### (7) 新型コロナウイルス感染防止対策

- ① 新型コロナウイルス感染防止対策として、視察先訪問や撮影業務前の検温、手指のアルコール消毒、マスクの常時着用等を実施すること。
- ② 視察先訪問にあたり、体調がすぐれない、微熱があるなどの症状が見受けられる場合は、速やかに代役を用意するとともに、公社へ連絡すること。
- ③ 撮影の際には、ソーシャルディスタンス等を配慮した行動を取ること。

### 7 視察先について

視察先は、第1回目は東京都内、第2回目は埼玉県内ではほぼ確定しており、第3回目は未定である。

受託業者は、視察先でのルールを遵守すると共に、視察先で知り得た内容を第三者へ開示・伝授してはならない。

## 8 研修の中止について

研修申込者が著しく少ない場合など、研修の開催が困難となった場合は、研修を中止する場合があります。また、研修開始後、新型コロナウイルス感染拡大の状況により、研修内容やスケジュール等を変更する場合があります。

これらの場合、公社と受託業社が協議の上、契約変更等を行い、必要に応じて所要の委託費を支払うものとする。

## 9 その他

本仕様書に記載のある事項に疑義がある場合、または記載のない事項がある場合は事前に公社と協議すること。

以上